

雲南市議会訓令第2号

雲南市議会ハラスメント根絶条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、雲南市議会ハラスメント根絶条例(令和7年雲南市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(申出の手続)

第3条 条例第6条第1項の規定による相談者等の申出は、ハラスメント被害申出書(様式第1号)により行うものとする。

2 議長は、ハラスメント被害申出書の記載事項及び添付資料の内容について、点検及び審査を行い、当該申出に不備があると認めるときは、補正を求めた日から起算して14日を超えない期間を期限とし、当該相談者等にハラスメント被害申出補正要求書(様式第2号)により、補正を求めることができる。

3 議長は、第1項の相談者等が前項の規定による補正の命令に従わないときは、当該申出を却下することができる。この場合においては、ハラスメント被害申出却下通知書(様式第3号)により、相談者等に通知しなければならない。

(審査結果の報告)

第4条 条例第7条に規定するハラスメント対策委員会の委員長は、同条第2項の規定による事実関係の調査及び確認結果の報告については、審査結果報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)を議長に提出することにより行うものとする。

(必要な措置)

第5条 議長は、前条に規定する報告書の内容に基づき、相談者等及びハラスメントを行った議員に対し、対応結果報告書(様式第5号)により、その結果を報告するものとする。

2 議長は、条例第8条第1項の規定による指導、助言、注意等その他必要な措置によっても当該ハラスメントが改善されないときは、当該議員に対し、適切な措置を講ずるものとする。

(異議申立て)

第6条 条例第9条第1項の規定による異議申立ては、異議申立書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による通知は、再調査結果報告書(様式第7号)により行うものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

雲南市議会議長 様

申出者 住 所
氏 名
電話番号

ハラスメント被害申出書

雲南市議会ハラスメント根絶条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申出ます。

対象議員の氏名		
ハラスメントに関する行為	時 期	
	場 所	
	被害者	
	内 容	
証拠となる資料	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
他に申出内容を知っている者	<input type="checkbox"/> 有（氏名等： ） <input type="checkbox"/> 無	
申出者又は被害者の意向		

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

雲南市議会議長

㊟

ハラスメント被害申出請求補正要求書

年 月 日付けで提出された雲南市議会ハラスメント根絶条例
第6条第1項の規定に基づく申出について、下記の理由により 年
月 日までに補正するよう求めます。

記

1. 補正を求める理由

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（相談者等）

住所

氏名

様

雲南市議会議長

印

ハラスメント被害申出却下通知書

年 月 日付けで提出された雲南市議会ハラスメント根絶条例第6条第1項の規定に基づく申出について、下記の理由により却下することとしましたので、通知します。

記

1. 却下の理由

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

雲南市議会議長 様

雲南市議会ハラスメント対策委員会
委員長

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付けで提出された雲南市議会ハラスメント根絶条例
第6条第1項の規定に基づく申出について、雲南市議会ハラスメント対策委員
会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を通知します。

対象議員の氏名	
審査の期間	年 月 日から 年 月 日まで
審査の内容	
審査の結果	
その他特記事項	

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

様

雲南市議会議長

印

対 応 結 果 報 告 書

年 月 日付けで提出された雲南市議会ハラスメント根絶条例第6条第1項の規定に基づく申出について、雲南市議会ハラスメント対策委員会から審査結果の報告を受けましたので、次のとおり報告します。

申出の内容	
対策委員会による調査審議の結果	
ハラスメントの認定結果	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定
助言、中止、指導等の内容	
公表の内容及び方法	

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

雲南市議会議長 様

申立者名

異 議 申 立 書

雲南市議会ハラスメント根絶条例第9条第1項の規定に基づき、調査及び確認、又は措置について、次のとおり異議申立てをします。

異議申立ての理由	
新たな証拠となる資料	

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

様

雲南市議会議長

印

再 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日付けで提出された雲南市議会ハラスメント根絶条例第9条第2項の規定に基づく異議申立について、雲南市議会ハラスメント対策委員会での調査が終了しましたので、次のとおり調査結果を通知します。

異議申立の内容	
対策委員会による再調査結果	
その他特記事項	